

## 知立市とワイヴァンエンターテイメント株式会社との連携と協力に関する包括連携協定書

更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

知立市（以下「甲」という。）及びワイヴァンエンターテイメント株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携及び協力を強化し、知立市内における持続可能なまちづくり及び地域の一層の活性化等に資するため、以下のとおり連携と協力に関する包括連携協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

第6条 本協定に定めのない事項について、又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、各自1通を保管する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、知立市のより一層の持続可能なまちづくり、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するよう努めるものとする。

- (1) S D G s の普及促進に関すること。
- (2) 地域活性化に関すること。
- (3) 子どもの豊かな育成に関すること。
- (4) 防犯及び交通安全に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域の活性化、市民サービスの向上に関すること。

（連携・協力の推進）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じて協議等を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動に関し知り得た情報について、本協定の有効期間内及び有効期間終了後に、第三者に開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、いずれからも特段の申し出がない場合は、さらに1年間

令和4年7月5日

甲 愛知県知立市広見三丁目1番地

知立市

知立市長

林 郁夫

乙 愛知県刈谷市築地町2丁目16番地2

ワイヴァンエンターテイメント株式会社

クラブ代表 那須 信夫